府令

○内閣府令第四十六号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の施行に伴い、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和七年五月二十一日

内閣総理大臣　石破　茂

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| 別記様式第十二の二（第十八条の二の二、第二十九条、第二十九条の二関係）<br>質　問　票<br>次の事項について、該当する□にレ印を付けて回答してください。<br>1　過去5年以内において、病気（病気の治療に伴う症状を含みます。）を原因として、又は原因は明らかでないが、意識を失ったことがある。　□はい　□いいえ<br>2　過去5年以内において、病気を原因として、身体の全部又は一部が、一時的に思い通りに動かせなくなったことがある。　□はい　□いいえ<br>3　過去5年以内において、十分な睡眠時間を取っているにもかかわらず、日中、活動している最中に眠り込んでしまった回数が週3回以上となったことがある。　□はい　□いいえ<br>4　過去1年以内において、次のいずれかに該当したことがある。<br>・飲酒を繰り返し、絶えず体にアルコールが入っている状態を3日以上続けたことが3回以上ある。<br>・病気の治療のため、医師から飲酒をやめるよう助言を受けているにもかかわらず、飲酒したことが3回以上ある。　□はい　□いいえ<br>5　病気を理由として、医師から、運転免許の取得又は運転を控えるよう助言を受けている。　□はい　□いいえ<br>公安委員会　殿　　年　月　日<br>上記のとおり回答します。　　氏名<br>（注意事項）<br>1　各質問に対して「はい」と回答しても、直ちに運転免許を拒否若しくは保留され、又は既に受けている運転免許を取り消され若しくは停止されることはありません。<br>（運転免許の可否は、医師の診断を参考に判断されますので、正確に記載してください。）<br>2　虚偽の記載をして提出した方は、1年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金に処せられます。<br>3　提出しない場合は手続ができません。<br>備考　用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。 | 別記様式第十二の二（第十八条の二の二、第二十九条、第二十九条の二関係）<br>質　問　票<br>次の事項について、該当する□にレ印を付けて回答してください。<br>1　過去5年以内において、病気（病気の治療に伴う症状を含みます。）を原因として、又は原因は明らかでないが、意識を失ったことがある。　□はい　□いいえ<br>2　過去5年以内において、病気を原因として、身体の全部又は一部が、一時的に思い通りに動かせなくなったことがある。　□はい　□いいえ<br>3　過去5年以内において、十分な睡眠時間を取っているにもかかわらず、日中、活動している最中に眠り込んでしまった回数が週3回以上となったことがある。　□はい　□いいえ<br>4　過去1年以内において、次のいずれかに該当したことがある。<br>・飲酒を繰り返し、絶えず体にアルコールが入っている状態を3日以上続けたことが3回以上ある。<br>・病気の治療のため、医師から飲酒をやめるよう助言を受けているにもかかわらず、飲酒したことが3回以上ある。　□はい　□いいえ<br>5　病気を理由として、医師から、運転免許の取得又は運転を控えるよう助言を受けている。　□はい　□いいえ<br>公安委員会　殿　　年　月　日<br>上記のとおり回答します。　　氏名<br>（注意事項）<br>1　各質問に対して「はい」と回答しても、直ちに運転免許を拒否若しくは保留され、又は既に受けている運転免許を取り消され若しくは停止されることはありません。<br>（運転免許の可否は、医師の診断を参考に判断されますので、正確に記載してください。）<br>2　虚偽の記載をして提出した方は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられます。<br>3　提出しない場合は手続ができません。<br>備考　用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。 |